

PTA 規約改定

2024. 4. 26
練馬区立旭丘中学校
PTA会長松宮大輔

現行	改正
<p>第7章 委員会の設定</p> <p>第19条 常置委員会は、広報委員会、生活指導委員会及び学年委員会(成人教育委員会の活動を含む)とする。</p> <p>第21条 常置委員会の委員は、各学級から4名を互選により選出し、各常置委員会に1名ずつ配置する。</p> <p>第8章 委員会の任務</p> <p>第23条 広報委員会はこの会員に対して、また必要に応じその地域社会ならびに関係諸機関及び諸団体に対して情報の伝達、意見の交換等の活動を行う。</p> <p>第24条 生活指導委員会は、生活環境の浄化や学校給食の効果等も含めた、生徒の家庭生活、校外生活の向上に向けた各会員の活動に協力する。</p>	<p>第7章 委員会の設定</p> <p>第19条 常置委員会は、学年委員会(成人教育委員会の活動を含む)とする。</p> <p>第21条 常置委員会の委員は、各学級から2名を選出し、常置委員会に配置する。</p> <p>第8章 委員会の任務</p> <p>第23条 削除 第24条 削除</p>

旭丘中学校PTAが定めるPTA規約の一部を2024. 3. 11に改定し、同日同付で施行します。